

一般社団法人 気仙沼まちづくり支援センター
定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本法人は、一般社団法人気仙沼まちづくり支援センターを正式名称とする。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を宮城県気仙沼市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本法人は、気仙沼市圏域及びその周辺住民が豊かに暮らすための、まちづくり推進と支援に関する事業を行うとともに、住民、NPO、企業、行政の協働による地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(一般社団法人の種類)

第4条 本法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる非営利型活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの推進を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 災害救援活動
- (7) 地域安全活動
- (8) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (9) 国際協力の活動
- (10) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (11) 子どもの健全育成を図る活動
- (12) 情報化社会の発展を図る活動
- (13) 科学技術の振興を図る活動
- (14) 経済活動の活性化を図る活動
- (15) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (16) 消費者の保護を図る活動
- (17) 前各号の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 本法人は、第3条の目的を達成するため、次の種類の事業を行う。

(1) 非営利事業

- ① 住民の地域社会に対する市民活動の支援
- ② 市民参加のまちづくりに関する情報収集、発信、及び提言
- ③ 地域を活性化させるための人材の育成、支援
- ④ 民間非営利活動に関する情報収集、発信、及びネットワークの構築推進
- ⑤ 市民参加のまちづくりに関する調査研究、出版
- ⑥ 行政団体・市民団体等の業務受託
- ⑦ 前条の目的の達成ために必要とされる事業

(2) 収益事業

- ① イベントの企画、運営に関する事業
 - ② 地域活性化講習会の開催に関する事業
 - ③ 前条の目的の達成ために必要とされる収益事業
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 社員

(入社)

第6条 本法人の目的に賛同して入社した者を社員とする。

- 2 社員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書を代表理事に提出するものとする。
- 3 代表理事は、入社申込者が本法人の目的に賛同し、活動及び事業に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り入社を承認しなければならない。
- 4 代表理事は、前項の者の入社を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(社員の資格の喪失)

第7条 社員及び次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退社届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、もしくは失そう宣言を受けたとき、又は団体が消滅したとき
- (3) 除名されたとき
- (4) 総社員の同意があった時

(退 社)

第8条 社員は、代表理事が別に定める退社届を代表理事に提出して、任意に退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除 名)

第9条 社員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において出席した社員の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合、当該社員にあらかじめ通知するとともに、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本法人の定款等に違反したとき
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第10条 本法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内とする
- (2) 理事のうち、1名を代表理事とする。

(選任等)

第11条 理事は、総会において社員の中から選任する。

- 2 代表理事は、理事の互選とする。ただし、特に必要があると認められる場合は、社員以外の者を理事に選任することは妨げない。また、この場合は、理事にあつては4分の1を人数の限度とする。

(職 務)

第12条 代表理事は、本法人を代表し、その業務を総理する。

(任期等)

第13条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸張する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第 14 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において出席した社員の過半数の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬等)

第 15 条 役員は、職務執行の対価として報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(事務局及び職員)

第 16 条 本法人に、事務を処理するため事務局を設け必要な職員を置く。

- 2 職員は代表理事が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、総会の議決を経て代表理事が別に定める。

第 5 章 総 会

(種 別)

第 17 条 本法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構 成)

第 18 条 総会は、社員をもって構成する。

(権 能)

第 19 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額

- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 52 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開 催)

第 20 条 通常総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 2 カ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 社員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(招 集)

第 21 条 総会は、第 20 条第 2 項第 2 号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

3 代表理事は、第 20 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。期日内に会を招集しないときは、請求をした者の代表者は、会議を招集することができる。

(議 長)

第 22 条 総会の議長は、出席した社員の中から選出する。

(定足数)

第 23 条 総会は、社員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第 24 条 総会における議決事項は、第 21 条第 2 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した社員の 2 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した社員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 25 条 各社員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した社員は、第 23 条、第 24 条第 2 項、第 26 条第 1 項第 2 号及び第 31 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する社員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 26 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 社員総数及び出席者数
(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 1 人以上が記名押印、又は署名しなければならない。

第 6 章 会 計

(事業計画及び予算)

第 27 条 本法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 第 1 項に規定した総会の議決を得た事業計画および収支予算書の変更は、総会の議決を経て行うことができる。

(事業報告及び決算)

第 28 条 本法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 29 条 本法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(剰余金の不分配)

第 30 条 当法人は、剰余金の分配はしないものとする。

第 7 章 定款の変更、解散

(定款の変更)

第 31 条 本法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した社員の 3 分の 2 以上の多数による議決を得なければならない。

(解散)

第 32 条 本法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産

2 前項第 1 号の事由により本法人が解散するときは、社員数の 3 分の 2 以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 33 条 本法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会において出席した社員の過半数をもって決した公共団体に寄付するものとする。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 34 条 本法人の公告は、本法人の主たる事務所の公衆の見やすい掲示場に掲示するとともに、三陸新報紙上に掲載してこれを行う。

第9章 附 則

(細 則)

第 35 条 この定款の施行について必要な細則は、総会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

(定款の施行)

第 36 条 この定款は、本法人の成立の日から施行する。

(設立時の役員)

第 37 条 本法人の設立時理事、設立時代表理事は、次に掲げる者とする。
(略)

(設立時社員の氏名及び住所)

第 38 条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。
(略)

(最初の事業年度)

第 39 条 本法人の最初の事業年度は、第 29 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

(最初の事業計画)

第 40 条 本法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 27 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

(定款に定めのない事項)

第 41 条 この定款に定めのない事項については、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところによる。